

小規模保育事業 A 型 たかさき保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

事業運営主体	
名称	社会福祉法人あしかび
所在地	大阪府住之江区平林南2-6-54
電話番号	06-6685-5858
代表者氏名	理事長 宮上 吉史

事業所の概要	
施設の種類	小規模保育事業A型
施設の名称	たかさき保育園
施設の所在地	大阪府住之江区御崎3-1-17
連絡先	電話 06-6686-5678 FAX 06-6686-8855
管理者	施設長 桑村 奈央子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認可定員	0歳児 2人 1歳児 4人
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 8人
開設年月日	平成30年4月1日
事業所番号	2710052003029
ホームページアドレス	https://hoikuen.ashtkabi.ed.jp/

3 事業の目的・運営方針

たかさき保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにも最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

- 1 -

4 当園における設備の概要

(1) 施設		
建物	構造	鉄筋コンクリート造 5階建のうち1階
延べ面積		62.30㎡
屋外遊戯場		3,000㎡

(2) 主な設備		
設備	部屋数	備考
乳児室、ほふく室及び保育室	1室	
その他	保育室温水式床暖房、調理設備、調乳設備、沐浴設備、シャワー設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い他	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記8に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職数、員数及び職務の内容 令和8年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	4	2	2	
保育助手	当園の環境の整備その他の用務に従事する	0	0	0	

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（9：00～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

- 2 -

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし土曜日保育については、認定子ども園 たかさき子ども園にて保育の実施となります。

また、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

ただし以下のケースの場合は休園となります。

- ① 停電を伴う設備点検の実施日
② 大阪メトロ等公共交通機関等が運行停止の場合
③ 午前6時50分頃放送のNHKの天気予報にて、大阪市内に暴風警報が発令された場合
④ 当園の職員が感染症等に罹患し、特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準に規定されている職員の出勤が見込めない場合

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間
保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえに個別に決定します）。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間
保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時まで又は17時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

- (1) 食事の提供方法
認定子ども園 たかさき子ども園にて調理し、食事を運搬します。
（調理業務は株式会社附テスナイバルが行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、原則毎日食事の提供を行います。ただし、（株）南テスナイバルが休業日または運搬できない場合、お弁当をご用意いただきます。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

- 3 -

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

- (1) 連携内容
ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
イ 代替保育（当園の職員の病欠、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

ア 認定子ども園たかさき子ども園

- ①運営主体 社会福祉法人あしかび
②所在地 大阪府住之江区平林南2-6-54
③電話番号 06-6685-5858
④連携内容 ・集団生活を体験させるための機会の設定
・代替保育の提供

イ 住之江保育園

- ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入 2名
①運営主体 社会福祉法人住之江福祉会
②所在地 大阪府住之江区御崎5-9-16
③電話番号 06-6685-5609
④連携内容 ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入 1名

- 4 -